

補助金審査委員会及び政策加点

(1) 補助金審査委員会への出席等について

- ・補助金審査委員会による審査会の場で、補助金交付申請書を提出した企業による事業計画等の説明（プレゼンテーション）及び質疑応答を実施し、その審査結果を勘案し、機構において補助金交付を決定します。
- ・補助金交付申請書を提出した企業が審査会に出席しない場合又は機構からの照会に誠実に対応しない場合、申請の取下げがあったものと見なすことがあります。

(2) 政策加点について

下記のア) からウ)のいずれかに該当する場合は、審査における加点措置の対象となります。イ) 又はウ) 該当による加点を希望する場合は、所定の書類を補助金交付申請書に追加添付してください。

ア) 地域未来牽引企業であること

イ) 賃上げ企業であること

対象期間（事業年度又は暦年）において、対前年度比（又は前年比）で給与総額（又は一人当たりの平均受給額）を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること

(追加添付書類)

従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙1）

【補足】

- 申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額（又は一人あたりの平均受給額）が、2.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
- 企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、別紙1「従業員への賃金引上げ計画の表明書」提出により受領とします。
- 採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。
- なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類と認められた書類等代える提出も可能です。
- 賃上げが2.5パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。
- なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は別紙1の「留意事項」を確認ください。

ウ) 下記のいずれかに該当するワーク・ライフ・バランス推進企業であること

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
- ・女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）
※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
- ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定企業（くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）
- ・次世代育成支援対策推進法第12条に基づく行動計画を策定し、専用サイト（両立支援のひろば）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）
※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
- ・青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定企業（ユースエール認定）

(追加添付書類)

ワーク・ライフ・バランス推進企業であることの認定書等の写し